

ガス導管事業者の2019年度託送収支の 事後評価について

第8回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2021年10月13日



ガス導管事業者の託送収支事後評価の進め方

- ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価においては、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を昨年11月に実施し、超過利潤累積額が一定水準を超過した、又は乖離率が-5%超過した事業者の抽出等を行った。
- また、追加的な分析・評価として、本年2月に、法令に基づく事後評価（フロー管理）において乖離率が-5%を超過し、すでに料金改定を終えた会計年度1-12月事業者（計12社）について、料金改定の届出内容の確認を行った結果、うち4社においては内容が妥当とは言い切れないとされた。
- 今般、この4社についての期中の実績確認を行うとともに、料金改定を本年3月までに終えた会計年度4-3月事業者（計11社）についても、1-12月事業者と同様に、料金改定の届出内容の確認を行う。

	2020年		2021年			
	11月（第4回会合）	12月	1月	2月（第6回会合）	3月	10月（今回）
会計年度 1-12月 事業者	法令に基づく事後評価 以下の事業者の抽出、 聴取・確認を実施 ・超過利潤累積額一定 水準超過（ストック管 理）	料金 改定 届出		追加的な分析・評価 乖離率-5%超過の事 業者の料金改定届出 内容確認		追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当と言 い切れない事業者の2021年度 期中の実績確認
会計年度 4-3月 事業者	・乖離率-5%超過 （フロー管理）				料金 改定 届出	追加的な分析・評価 乖離率-5%超過の事業者の 料金改定届出内容確認

(参考) ガス導管事業者の託送収支の事後評価 (2020年11月18日)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2020年11月18日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2019年度託送収支の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施することとする。（2020年11月11日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあったところ。）

また、追加的な分析・評価として、ストック管理・フロー管理の確認の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

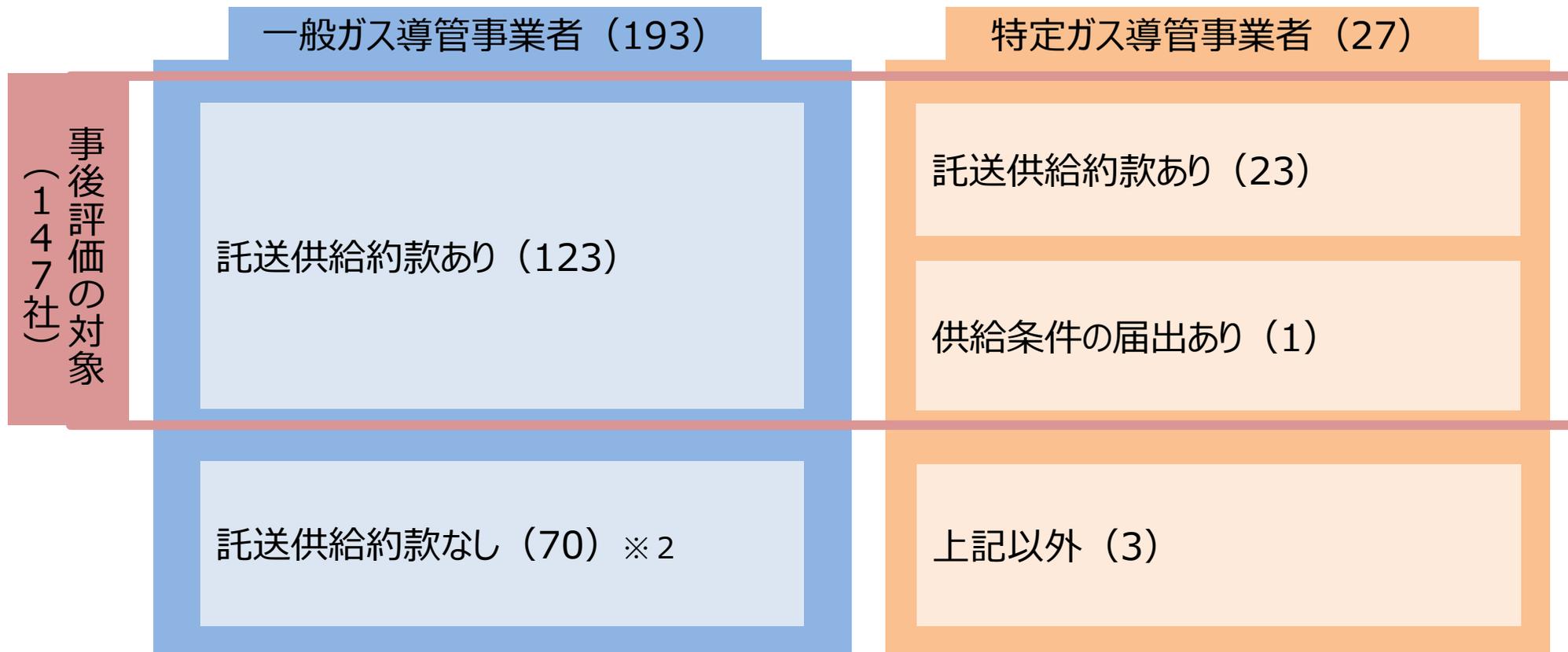
2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

(参考) 事後評価の対象事業者について

第4回料金制度専門会合
(2020年11月30日)
資料4より抜粋

- 全国のカス導管事業者 (220社※1) のうち、託送供給約款を策定している等の事業者 (147社) について、2019年度収支状況を評価する。



- ※1 2019年度に事業を実施した事業者数 (2019年度に事業を実施したが、事業譲渡や合併により、2020年11月11日時点において事業を行っていない事業者を除く。)
- ※2 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※3 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

(参考) 本年度の評価の進め方 (法令に基づく事後評価)

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「-5%」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、当委員会の意見を回答する予定。

(参考：2020年11月18日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

第4回料金制度専門会合
(2020年11月30日)
資料4を一部加工

- 2019年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、また、想定単価と実績単価の乖離率が-5%を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

<フロー管理方式>

【STEP 1】

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】

説明事業者による

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】

値託送料金
下送金の
要請

一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※2)

変更命令の発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) 等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。5

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 事後評価の対象事業者のうち、7社（JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、秋田県天然瓦斯輸送、小千谷市、中部電力ミライズ、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区））については、2019年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。また、26社（東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス、ガスネットワーク吉田、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、JERA（四日市コンビナート）、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、広島ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。
- これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。
 - ② ①の4社を除く事業者については、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
 - ③ ただし、②の事業者のうち、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した南遠州PLについては、工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、耐用年数により分割して整理する旨の事業者ルールを設定（ガス事業託送供給収支計算規則第6条）した上で、再公表された託送収支において、超過利潤累積額が、一定水準額を超過しない場合には、変更命令の対象外とする。
- なお、南遠州PLでの事例を鑑み、特定ガス導管事業者における託送収支計算書の作成にあっては、一般ガス導管事業者と同様の制度的措置を速やかに講じることが適当である。

※2021年1月1日：東部ガス（秋田地区）、熱海ガス、入間ガス、佐野ガス、静岡ガス、諏訪ガス、中遠ガス、野田ガス、袋井ガス、湯河原ガス、吉田ガス及びガスネットワーク吉田

2021年4月1日：JERA（四日市コンビナート）、南遠州PL、由利本荘市、小千谷市、中部電力ミライズ、小田原ガス、北日本ガス、東日本ガス、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送

2022年4月1日：秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）

(参考) 前回会合の御指摘事項

- 前回会合（2020年11月30日）において、乖離率が-5%を超過した事業者の料金改定届出の内容等について確認すべきとの御指摘をいただいた。
- そのため、今般、料金改定届出を行った12社（会計年度1-12月事業者）についての確認を行った。※

※ 乖離率が-5%を超過した事業者は、期日までに料金改定届出を行わない場合、所管の経済産業局長等の変更命令の対象となりうるため、2021年1月が期日とされていた12社の確認を行った。

委員からの御指摘事項

- 今後の値下げ届出に関して1点申し上げたいと思います。値下げが届出制になっているので、値下げが出されればそれを基本的には受け取るだけということだと思いますが、この制度は、ちょうど20年前の第2次の電力・ガスの制度改正のときに、小売料金に関して取り入れられた制度だと思います。
- その趣旨は、基本的には、合理化・コスト効率化を事業者がやり、全て値下げで吐き出せとなれば効率化に対するインセンティブが働かないので、頑張った分は、一部は値下げに回して消費者に還元し、一部は内部に取り込んで利益の拡大、内部留保に使っていいですよということであり、お互いウィン・ウインの関係を構築していきましょうという趣旨で取り入れられ、それがこのガスの導管の託送収支の託送料金についても引き継がれているものだと私は理解しています。
- したがって、届出が終わった後に内容を取りまとめて出していただけるとのことですが、まず、**なぜ乖離が起きているのかという原因の分析であったり、その内容に比べて値下げの幅が制度の趣旨に照らして適正なものなのかというのを確認したい**と思いますので、そこの取りまとめを事務局にはしっかりとお願いしたいと思いますし、当然事業者はそういう制度の趣旨を理解して届出をされると思いますが、そこまでの間に、事務局ともよくコミュニケーションをとっていただきたいというふうに思います。（圓尾委員）

(参考) 1. 新料金における需要量の妥当性の確認

- 今後の需要見込みを新料金における想定需要に反映できていない可能性がある4社（新料金の想定需要が2017~2019年度の実績需要を下回り、且つ、2020年度実績見込みをも下回る事業者）から、想定需要の合理性について聴取したところ、その理由は以下のとおり。（次頁まで続く）
- 各社からの説明について、どのように考えるか。

事業者名	需要量 (千m ³)					
	2017~2019年度の 想定3年平均	2017~2019年度の 実績3年平均	2019年度の 実績	2020年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	新料金の想定需要が2017~2019年度の実績需要を下回り、且つ、2020年度実績見込みをも下回る合理的な理由（事業者説明）
熱海ガス	9,067	9,556	9,567	9,215	9,067	2017~2019年度の想定需要と実績の乖離の要因である新規獲得による需要増加分は、2021年度以降も継続するものの、2020年度はコロナ禍の影響もあり、2017~2019年度の想定需要量と比較して減少している。当社は託送供給量の約7割が商業用（旅館、ホテル等）となっており、商業用はコロナ禍の影響を受けやすいと認識している。 2021年度の原資算定期間においては、2017~2019年度に新規獲得による需要増加分とコロナの影響も踏まえ、2017~2019年度の想定需要と同程度になると考えた。
中遠ガス	7,114	7,661	7,651	7,546	7,114	当社は託送供給量の50%以上を大口需要家（5件）が占めており、1件の大口需要家向け供給量の増減であっても会社全体の託送供給量に与える影響が大きい。大口5社の業種は製造業が4社、医療センターが1社で、2019年までは工場の集約等で増加したものの、足元はコロナ影響により減少傾向で先行きは不透明であり、この傾向は一定程度継続すると想定している。そのため、少なくとも2017~2019年度想定需要を下回ることはないと考え、過去の想定を据え置いた。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) 1. 新料金における需要量の妥当性の確認 (前)

第6回料金制度専門会合
(2021年2月1日)
資料5 - 1より抜粋

事業者名	需要量 (千m ³)					
	2017~ 2019年度の 想定3年平均	2017~ 2019年度の 実績3年平均	2019年度の 実績	2020年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	新料金の想定需要が2017~2019年度の実績需要を下回り、且つ、 2020年度実績見込みをも下回る合理的な理由 (事業者説明)
袋井ガス	11,406	13,126	13,574	12,505	11,406	<p>当社では販売量の90%以上を7件の大口需要家が占めていて、会社全体の託送供給量に与える影響が大きい。</p> <p>2017~2019年度の想定需要と実績の乖離は、一部の大口顧客で設備改修に伴う増量があったことやその他大口顧客の業績好調等による。</p> <p>一方、これら大口需要は2020年はコロナ影響により対前年で減少。加えて、足下では一部の工場でラインの停止も生じている。</p> <p>こうした需要の減少は、米中貿易摩擦やコロナ影響を受けて継続すると考えられるが、先行きは不透明な状況。少なくとも2017~2019年度想定需要を下回ることはないと考え、過去の想定を据え置いた。</p>
吉田ガス	13,428	16,397	20,620	18,933	13,428	<p>当社は販売量の70%以上を大口12社が占めており、当該大口向け供給量の増減が会社全体の託送供給量に大きな影響を与える。大口12社の内訳は大型遊園地、ホテルなどの観光施設、精密機器メーカーなど。</p> <p>2019年度までは工作機械工場等の新規獲得等により増加したが、2020年度はコロナ影響により観光施設を中心とする大口需要家に加え、商業用の需要も減少している。2021年度以降も、コロナ禍の終息時期次第で2020年度以上の落ち込みが懸念され、先行きは不透明である。このため、少なくとも2017~2019年度の想定を下回ることはないと考え、過去の想定を据え置いた。</p>

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) 2-2. 費用について詳細確認が必要な事

第6回料金制度専門会合（2021年2月1日）資料5-1より抜粋

- 今後の費用見込みを新料金における想定費用に反映できていない可能性がある4社については、届出上限値方式を選択し、値下げを行った。同方式を選択した場合、料金値下げ原資が小さい場合には、新料金において、引き続き、想定費用が適正化されない可能性がある。
- そこで、4社の料金値下げ原資が小さいかどうかを確認するため、旧料金のずれ（想定－実績）と料金値下げ原資を比較した。
- その結果、3社において、旧料金のずれに比べ、今回の料金値下げ原資が小さいことが確認されたため、その合理性について聴取したところ、理由は以下のとおり。（次頁まで続く）
- 各社からの説明について、どのように考えるか。

事業者名	費用（千円）				今回届出の料金引下げ原資が旧料金のずれを下回る合理的な理由 (事業者説明)
	旧料金の 想定	旧料金の 実績	旧料金の ずれ (想定－実績)	今回届出の 料金値下げ 原資	
東部ガス※1	7,203,328	6,990,392	※2 70,979	81,042	
諏訪ガス	3,057,063	2,801,713	255,350	174,984	<p>料金引下げ原資が旧料金のずれを下回る額は80,366千円となる。事業者間精算費は、旧料金の想定原価には2017～2019年度の36か月分が織り込まれているが、2017年4月以降の制度改正前のため、実績費用には2017年1月～3月分が存在せず、実績費用は33か月分になっていることが要因となり、旧料金の想定原価と実績費用に乖離が発生した。</p> <p>なお、2017年1月～3月の事業者間精算費の実績相当額は82,342千円となり、この分を除いて料金引下げ原資としているので、届出においては、旧料金のずれを下回る料金引下げ原資額となる。</p>
中遠ガス	1,029,505	933,528	95,977	9,079	<p>2017～2019年度の想定原価は、2017年度に限り適用された簡易な方式により算定することとされた。想定原価と実績費用の比較では、簡易な方式を用いた項目において乖離が発生している。その主な要因は減価償却費の乖離だが、2020年までに実施した投資により託送資産が増加していることから、2017～2019年度実績と比較して、2021～2023年度は減価償却費の増加を見込んでいる。こうした中、修繕費等、将来に見込まれる原価低減分を値下げ原資とした。</p>

※1 東部ガスにあっては、旧料金のずれ以上に料金値下げを行ったため、妥当な値下げと考えられる。

※2 新料金の原資算定期間を1年としている東部ガスにあっては、旧料金のずれは3で除した数字としている。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) 2-2. 費用について詳細確認が必要な事業者の値下げ原資

第6回料金制度専門会合
(2021年2月1日)
資料5-1より抜粋

費用 (千円)

事業者名	旧料金の 想定	旧料金の 実績	旧料金の ずれ (想定-実績)	今回届出の 料金値下げ 原資	今回届出の料金引下げ原資が旧料金のずれを下回る合理的な理由 (事業者説明)
熱海ガス	2,357,781	2,147,631	210,150	23,100	<p>2017～2019年度の想定原価と実績費用の比較では乖離が発生しているが、今回の値下げ届出の原資算定期間である2021～2023年度以降の費用を想定すると、①労務費、②減価償却費、③修繕費において2017～2019年度実績費用から増加する見込みであるため、今回届出の料金引下げ原資は適切であると認識している。</p> <p>①労務費：当社は従業員53名で、託送に係る業務に従事している人員は約21名である。役員については、2017～2019想定時に5人を想定していたが、実績としては、欠員がでており、4人の経営体制であった。しかしながら、経営体制強化のために役員1名の増員が必要と判断し、2017～2019想定と同水準にした。一般社員については、2017～2019想定時に20人を想定していたが、実績としては、さらなる効率化を進め18人で業務運営を行っていた。しかしながら、業務の複雑化、多様化に対応するため、増員が必要と判断し、2021年度に3名の新規採用、また中途採用として1名を採用予定である。上記より、2017～2019実績から+111百万円の増加となる見込み。</p> <p>②減価償却費：2017～2019想定時に12.6億円の導管投資を想定していたが、実績としては、当社単独工事で計画していた現場に、水道工事が乗り工事見積額が減額できたことにより、12億円の投資であったために2017～2019年度の想定原価と実績費用の比較では乖離が発生した。しかしながら、これまでの供給計画で報告している通り、2021～2023年度に15億円の投資を予定していることから、2017～2019実績から45百万の増加となる見込み。</p> <p>③修繕費：2017～2019想定時には修繕費を想定していなかったが、実績としては、導管やホルダー修繕による21百万円の修繕費が発生した。また、すでに策定済みの2023年までの修繕計画に基づき、2021～2023年度には、中圧導管溶接個所の調査およびメンテナンスや、各ガバナーの経年劣化による塗装補修等、15百万円の修繕費が発生する。そのため、2017～2019実績から+15百万円の増加となる見込み。</p>

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

- 前頁までの確認結果及び本日のご議論を踏まえ、今般の料金値下げ内容が妥当とは言い切れない事業者に対しては、以下を要請することとしてはどうか。(例えば、以下の表の「●」の事業者)

「2021年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」

詳細確認の対象		事業者名	2017~2019年度乖離率計算書			新料金	
需要	費用		想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
-	▲	東部ガス	50.23	47.05	-6.33%	45.89	-8.64%
●	●	熱海ガス	86.68	74.91	-13.58%	85.83	-0.98%
-	-	入間ガス	43.99	39.65	-9.87%	39.45	-10.32%
-	-	佐野ガス	52.38	47.54	-9.24%	45.31	-13.50%
-	-	静岡ガス	16.40	13.47	-17.87%	13.90	-15.24%
-	▲	諏訪ガス	60.35	55.10	-8.70%	56.89	-5.73%
●	●	中遠ガス	48.24	40.61	-15.80%	47.81	-0.89%
-	-	野田ガス	31.08	28.51	-7.3%	30.46	-1.99%
●	-	袋井ガス	16.4	14.3	-12.83%	16.34	-0.37%
-	-	湯河原ガス	68.30	58.78	-13.94%	57.66	-15.58%
●	-	吉田ガス	54.41	45.03	-17.24%	54.13	-0.51%
-	-	鈴与商事	12.47	8.09	-35.1%	9.25	-25.82%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

**1. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないと
された会計年度1-12月事業者の
2021年度の期中における実績確認**

2. 乖離率が-5%を超過した
会計年度4-3月事業者の
料金改定届出内容の確認

本日も議論いただきたい事項

- 第6回の本会合（2021年2月1日）において、2019年度託送収支における乖離率が-5%を超過した会計年度1-12月事業者（計12社）の料金値下げ届出の内容等について確認を行った。
- 当該確認において、料金値下げ内容が妥当とは言い切れない事業者が4社確認された。これら4社については、2021年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請することとされた。
- 本日は、これら4社の実績（見込み）を確認したため、その結果を報告させていただく。

(参考) 確認対象事業者の概要

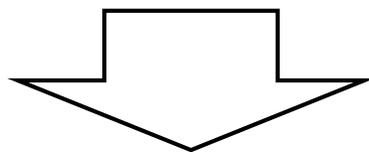
事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
熱海ガス	一導	1929/8	静岡県熱海市	15,000万円	50人	静岡県内 熱海市	19,549個	無
中遠ガス	一導	1961/7	静岡県掛川市	7,500万円	27人	静岡県内 掛川市	9,202個	無
袋井ガス	一導	1973/1	静岡県袋井市	5,000万円	15人	静岡県 袋井市内	4,159個	無
吉田ガス	一導	1953/2	山梨県 富士吉田市	8,000万円	46人	山梨県内 富士吉田市および 南都留郡富士 河口湖町他	7,997個	無

※ 会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成。

2021年度実績（見込み）確認における全体像

【確認内容】

- 2021年度単年での乖離率（見込み）を確認する。
- 2021年度の需要量と費用の実績（見込み）と想定を比較する。
- 2021年度の需要量と費用の実績（見込み）と想定が乖離している場合は、2022年度の事業開始までに自主的に合理的な料金値下げを行うかどうかについて確認する。



【対応案】

- 2022年度の事業開始までに自主的に料金値下げを行う事業者については、その料金値下げの内容の妥当性について、今後の法令に基づく事後評価において確認を行う※。
- 2022年度の事業開始までに自主的に料金値下げを行わない予定の事業者については、2021年度の乖離率（見込み）と、需要量と費用の実績（見込み）と想定と比較をそれぞれ確認した際に妥当ではないと判断された場合、2022年度の事業開始までに合理的な料金値下げをすることの要請を行う。

※ 今回の確認においては、全ての事業者が自主的に2022年度の事業開始までに料金値下げを行うことが確認された（後述のとおり）。

2021年度単年での乖離率について

- 各社の2021年度単年での乖離率（見込み）※¹は以下のとおり。
- 次頁以降で、需要量、費用それぞれの実績（見込み）と想定の確認結果を記載する。

※¹ 仮に2021年度期中に料金改定をする場合、その準備にあたり数か月程度の算定期間が必要であり、会計年度末付近まで実績の確定を待つと、料金改定が間に合わず、現行料金のまま翌年度の事業が開始される可能性がある。そのため、1～6月までは実績値を報告いただき、7～12月は実績見込み値を報告いただくこととした。次頁以降においても、実績値のみでの確認（1～6月）、実績見込み値を含んだ確認（1～12月）の2つに分けて記載している。

なお、季節的要因により、1～6月の需要量は、7～12月の需要量よりも多い傾向にあるため、費用の支出ペースを一定とした場合、年間見込みに比べ、1～6月の実績単価はより低く（乖離率はよりマイナスの方向に）出る傾向にある。

事業者名	2021年1～6月の乖離率			2021年1～12月の乖離率（見込み）		
	想定単価 （円/m ³ ） （A）	実績単価 （円/m ³ ） （B）	乖離率 ※ ²	想定単価 （円/m ³ ） （A）	実績見込み 単価 （円/m ³ ） （B）	乖離率 見込み ※ ²
熱海ガス	82.6	79.8	-3.4%	82.6	87.8	6.3%
中遠ガス	47.8	39.4	-17.7%	47.8	43.9	-8.2%
袋井ガス	16.4	14.1	-14.4%	16.4	15.0	-8.7%
吉田ガス	54.1	40.8	-24.7%	54.1	43.5	-19.6%

※² 乖離率 = (B - A) / A

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度需要量の妥当性の確認

- 各社の2021年度の需要量について、実績（見込み）と想定と比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。
- このうち3社（以下の表の「●」の事業者）については、実績見込みが想定を上回っていることが確認されたため、その理由を事業者から聴取したところ、回答は次頁のとおり。

確認対象	事業者名	需要量（千m ³ ）													
		実績値のみで比較(1~6月のみ)						実績見込み値を含む比較（1~12月）							
		(参考) 2017 年度 実績	(参考) 2018 年度 実績	(参考) 2019 年度 実績	(参考) 2020 年度 実績	2021 年度 想定 ※1	2021 年度 実績	2021 年度 実績と 想定 の ずれ	(参考) 2017 年度 実績	(参考) 2018 年度 実績	(参考) 2019 年度 実績	(参考) 2020 年度 実績	2021 年度 想定	2021 年度 実績 見込	2021 年度 実績 見込と 想定 の ずれ
-	熱海ガス	5,134	5,253	5,316	4,637	4,534	4,624	2.0%	9,531	9,557	9,562	8,463	9,067	8,404	-7.3%
●	中遠ガス	3,850	4,198	4,108	4,017	3,557	3,960	11.3%	7,482	7,847	7,647	7,550	7,114	7,398	4.0%
●	袋井ガス	6,724	6,607	7,103	6,424	5,703	6,867	20.4%	12,552	13,276	13,545	12,374	11,405	12,923	13.3%
●	吉田ガス	6,459	7,656	10,964	10,627	6,714	11,330	68.8%	12,993	15,577	20,620	20,223	13,428	20,404	52.0%

※1 1~6月のみの想定値は2021年度想定値の半分とした。季節的要因により、1~6月の需要量は、7~12月の需要量よりも多い傾向にあるため、想定より実績の方が大きく出る傾向がある。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度需要量の妥当性の確認

- 2021年度需要量の実績見込みが想定を上回っている事業者3社からその理由を聴取し、第6回の本会合（2021年2月1日）でご確認いただいた聴取内容も踏まえ、2021年度需要量の実績見込みについて確認したところ、以下のとおり。

事業者名	需要量（千m ³ ）						実績が想定を上回る理由
	実績値のみで比較 （1～6月のみ）			実績見込み値を含む比較 （1～12月）			
	2021年度 想定	2021年度 実績	2021年度 実績と想定 のずれ	2021年度 想定	2021年度 実績見 込	2021年度 実績見込と 想定とのずれ	
中遠ガス	3,557	3,960	11.3%	7,114	7,398	4.0%	※第6回の本会合（2021年2月1日）資料では、足下はコロナの影響により減少傾向で先行き不透明との説明であった。 ・託送供給量全体の半数近くを占める大口需要家の稼働状況が想定を上回っており、託送供給量が増加。また、低気温により小口部門におけるガス需要（給湯・暖房）が増加（1・2月）したため。 ・2021年度については、大口需要家の需要が想定を上回っており、年度内においては継続して発生すると考えているが、2022年度以降は大口需要家の新工場稼働による設備更新、契約満了に伴い脱落等があり減少傾向と考えている。
袋井ガス	5,703	6,867	20.4%	11,405	12,923	13.3%	※第6回の本会合（2021年2月1日）資料では、米中貿易摩擦やコロナの影響を受けて需要の減少が継続すると考えられ先行き不透明との説明であった。 ・託送供給量の多くの割合を占める大口顧客においては、想定を下回るところがある一方で、自動車関連の事業者などでは回復傾向が顕著に見られ、全体として想定を上回る状況となっている。 ・コロナの終息が見えないが、2021年度実績に見られる回復傾向から推測し2021年度以降も想定託送量を上回る傾向は継続すると考える。
吉田ガス	6,714	11,330	68.8%	13,428	20,404	52.0%	※第6回の本会合（2021年2月1日）では、コロナ禍の終息時期次第で落ち込みが懸念され先行きは不透明とのことであった。 ・冬季（1-3月）の気温が例年より低く推移したことなどによる空調需要の増、および大口工業用の供給量増によるもの（想定原価上の託送供給量には、当該大口需要増が見込まれていなかった）。 ・当該大口工業用需要の増による乖離が引き続き継続することが明らかなため、今後も継続しうるものと考えている。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度費用の妥当性の確認

- 各社の2021年度の費用について、想定と実績（見込み）の比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。
- このうち2社（以下の表の「●」の事業者）については、実績見込みが想定を下回っていることが確認されたため、その理由を事業者から聴取したところ、回答は次頁のとおり。

確認対象	事業者名	費用（千円）					
		実績値のみで比較(1~6月のみ)			実績見込み値を含む比較（1~12月）		
		2021年度想定 ※1	2021年度実績	2021年度実績と想定 のずれ	2021年度想定	2021年度実績見込	2021年度実績見込と 想定 のずれ
●	熱海ガス	374,330	368,807	-1.5%	748,660	737,614	-1.5%
●	中遠ガス	170,071	155,913	-8.3%	340,142	324,619	-4.6%
-	袋井ガス	93,720	96,600	3.1%	187,439	193,976	3.5%
-	吉田ガス	363,451	462,124	27.2%	726,901	887,912	22.2%

※1 1~6月のみの想定値は2021年度想定値の半分とした。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2021年度費用の妥当性の確認

- 2021年度費用の実績見込みが想定を下回っている事業者2社からその理由を聴取し、第6回の本会合（2021年2月1日）でご確認いただいた聴取内容も踏まえ、2021年度費用の実績見込みについて確認したところ、以下のとおり。

事業者名	費用（千円）						実績が想定を下回る理由
	実績値のみで比較 (1~6月のみ)			実績見込み値を含む比較 (1~12月)			
	2021年度 想定	2021年度 実績	2021年度 実績と想定 のずれ	2021年度 想定	2021年度 実績見込	2021年度 実績見込と 想定 のずれ	
熱海ガス	374,330	368,807	-1.5%	748,660	737,614	-1.5%	※第6回の本会合（2021年2月1日）資料では、2021年度に増員を予定しており労務費の増加が見込まれるとの説明であった。 ・労務費が減少していることが要因として挙げられる。2名増員予定だったが、増員できていないことが減少理由。 ・今後、増員は実行予定であり（来年新規採用として2名内定済）、費用の減少は継続しない見込み。
中遠ガス	170,071	155,913	-8.3%	340,142	324,619	-4.6%	※第6回の本会合（2021年2月1日）資料では、2021~2023年度は減価償却費の増加を見込んでいるとの説明であった。 ・減価償却費は想定と比べて実績見込が増加しているが、減価償却費の増加分と比べて労務費・修繕費の減少分の方が大きいため、実績見込が想定を下回った。 ・労務費については託送供給部門の要員交代により減少。本年に契約社員が退職するが、それに関する来年以降の補充要員の計画は現時点で未定であり、当該差異は継続して発生しうる。 ・修繕費については経年管対策の重点地区の対策の進捗により導管の故障の件数が減少したこと、維持管理の効率化により想定よりも減額した。経年管対策の進捗・維持管理の効率化は今後も継続して実施していくため、この差異は今後も継続的に発生しうる。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

今回の確認結果を踏まえた対応方針案

- 今回、4社すべてにおいて、2022年度の事業開始までに、総括原価方式により自主的に料金値下げを行うとの意向が示された。
- 料金値下げは届出制であり、2022年1月より値下げを行った料金が適用されるが、各社における値下げ後の料金の妥当性については、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととしたい。

事業者名	2021年度期中の値下げ予定	原価算定方式	判断理由（事業者説明）
熱海ガス	有	総括原価方式	今回の確認結果のとおり、実績見込1月～6月、7月～12月の乖離率は-5%をいずれも超過していないものの、以前より原価の洗い替えをおこない、総括原価方式にて料金改定することを検討していたため。 ^{※1}
中遠ガス	有	総括原価方式	2021年実績および見通しより、想定と比較し託送量の増加等は来年度以降も継続すると評価したため。
袋井ガス	有	総括原価方式	2021年実績および見通しより、想定と比較し託送量の増加等は来年度以降も継続すると評価したため。
吉田ガス	有	総括原価方式	2021年実績および見通しより、想定と比較し託送量の増加等は来年度以降も継続すると評価したため。

※1 熱海ガスについては、P.17での確認結果のとおり2021年度単年における乖離率はプラスとなっているが、2022年度以降の需要を見積り直すこと等により、料金は値下げするとの報告を受けている。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

1. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度1-12月事業者の2021年度の期中における実績確認
2. **乖離率が-5%を超過した会計年度4-3月事業者の料金改定届出内容の確認**

本日も議論いただきたい事項

- 第6回の本会合（2021年2月1日）において、2019年度託送収支における乖離率が-5%を超過した会計年度1-12月事業者（計12社）の料金改定届出の内容等について確認を行った。
- 本日は、会計年度4-3月事業者（計11社）について、同様の確認を行ったため、当該確認結果を踏まえた今後の対応についてご議論いただきたい。

- ※ 乖離率が-5%を超過した等の事業者は、期日までに料金改定届出を行わない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長等の変更命令の対象となりうるため、2021年4月が期日とされていた11社の確認を行った。
- ※ なお、中部電力ミライズにあつては、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過したため、期日までに料金改定届出を行った。そのため、同様に確認を行った。

(参考) 確認対象事業者の概要

事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域 ※1	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
J E R A	特導	2015/4	東京都 中央区	500,000万円	4,300人	千葉県、市原市、 川崎市、知多市、 東海市、名古屋市、 川越町、四日市市、 いなべ市	25個	無
由利本荘市	一導	1960/10	秋田県 由利本荘市	97,415万円	12人	由利本荘市	8,933個	無
小千谷市	一導	1959/7	新潟県 小千谷市	256,319万円	17人	小千谷市	11,606個	無
小田原ガス	一導	1913/6	神奈川県 小田原市	20,000万円	88人	小田原市、南足柄 市、箱根町、大井 町、開成町、二宮 町	42,149個	有
北日本ガス	一導	1967/9	栃木県 小山市	40,000万円	90人	小山市、下野市、 鹿沼市	38,312個	有
東日本ガス	一導	1963/4	千葉県 我孫子市	40,000万円	103人	我孫子市、柏市、 印西市、印旛郡栄 町、取手市、守谷 市、つくばみらい市	92,420個	有
中部電力 ミライズ	特導	2020/4	愛知県 名古屋市	400,000万円	1,183人	四日市市	3個	無
水島ガス	一導	1942/4	岡山県 倉敷市	22,500万円	75人	倉敷市	23,729個	有
筑紫ガス	一導	1964/8	福岡県 筑紫野市	7,500万円	66人	筑紫野市、太宰府 市、小郡市、筑前 町、基山町	40,241個	有
鳥栖ガス	一導	1968/6	佐賀県 鳥栖市	20,000万円	25人	鳥栖市、基山町	9,376個	有
九州ガス圧送	特導	1973/12	福岡県 大牟田市	45,000万円	27人	-	-個	無

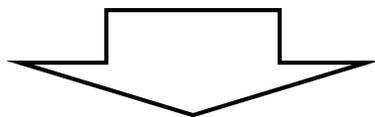
※1 特導については供給地点。

※※ 会社HP、2019年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成。

料金改定届出の妥当性確認における全体像

【確認内容】

- 新料金における需要量と費用の想定が、2017～2019年度の実績及び2020年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認する。具体的には以下のとおり。
 - ①. 新料金における想定需要量が、2017～2019年度の需要量の実績や2020年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか
 - ②. 新料金における想定費用が、2017～2019年度の費用の実績や2020年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか
- ※ 新料金の平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量



【対応案】

- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2021年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

新料金の改定率と2017～2019年度託送収支における乖離率

- 料金改定届出を行った11社（会計年度4－3月事業者）の2017～2019年度託送収支における乖離率計算書の数値並びに新料金における平均単価及び料金改定率は以下のとおり。
- 新料金の平均単価が、2017～2019年度の実績単価に比べ高い事業者（新料金の改定率が2017～2019年度の乖離率に比べ小さい事業者）が複数確認された。

事業者名	2017～2019年度乖離率計算書			新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
JERA(四日市)	0.60	-0.12	-121.67%	0.23	-61.67%
由利本荘市	55.03	44.83	-18.53%	42.92	-22.01%
小千谷市	40.15	38.13	-5.04%	36.03	-10.26%
小田原ガス	44.92	38.51	-14.28%	41.3	-8.06%
北日本ガス	25.28	22.22	-12.10%	24.8	-1.90%
東日本ガス	66.36	60.56	-8.74%	65.72	-0.96%
中部電力 ミライズ※4	—	—	—	1.35	—
水島ガス	18.46	15.95	-13.60%	15.43	-16.41%
筑紫ガス	41.54	37.21	-10.42%	39.03	-6.04%
鳥栖ガス	24.79	22.25	-10.25%	22.59	-8.87%
九州ガス圧送	10.87	8.35	-23.18%	8.02	-26.22%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

※4 中部電力ミライズにあっては、原価算定期間終了前に料金値下げ届出を行ったため、乖離率計算書を作成していない。

①. 新料金における需要量の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が、2017～2019年度の需要量実績や今後の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、第6回の本会合（2021年2月1日）で確認を行った会計年度1～12月事業者のように、2017～2019年度実績や2020年度実績見込みが2017～2019年度想定を上回るにもかかわらず、新料金の想定需要量を2017～2019年度想定と同一にしているような事業者はならず、各社ともおおむね妥当な想定と考えられる。

妥当性	事業者名	需要量（千m ³ ）			
		2017～2019年度の 想定3年平均	2017～2019年度の 実績3年平均	2020年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる (11社) ※1	JERA (四日市)	※2 109,062	※2 105,948	113,376	※3 172,140
	由利本荘市	7,934	8,764	8,571	※4 8,498
	小千谷市	15,507	16,576	16,576	17,063
	小田原ガス	44,428	55,813	52,000	50,089
	北日本ガス	87,208	91,300	82,394	82,053
	東日本ガス	47,209	45,785	46,612	45,354
	中部電力 ミライズ	※2 228,994	※2 252,734	236,834	236,331
	水島ガス	43,009	49,209	45,962	49,964
	筑紫ガス	25,240	29,742	29,247	30,910
	鳥栖ガス	16,185	19,007	20,699	21,294
	九州ガス圧送	4,942	3,483	5,876	7,783

※1 新料金の想定需要量が2020年度の需要量実績見込みを上回る事業者6社。新料金の想定需要量が2020年度実績見込みを下回るが、新料金の想定需要量と2020年度実績見込みの差又は新料金の想定需要量と2017～2019年度実績3年平均の差が極めて少ない（1%以内）事業者及び旧料金の需要増が一過性である事業者5社。

※2 2019年度当初から料金改定をしたJERA及び中部電力ミライズにあっては、2019年度分1年の値。

※3 新料金の原資算定期間を1年としているJERAにあっては、「新料金の想定需要量」は1年で算出しているため、1年の値。

※4 新料金の原資算定期間を2年としている由利本荘市にあっては、「新料金の想定需要量」は2年で算出しているため、2年平均の値。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

② - 1. 新料金における費用の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が、2017~2019年度の実績費用や今後の費用見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、9社においては妥当な想定費用と考えられるが、2社においては今後の費用見込みを新料金における想定費用に反映できていない可能性があるため、これら2社について、更に詳細な確認を行った（次頁参照）。

妥当性	事業者名	費用（千円）			
		2017~ 2019年度の 想定3年平均	2017~ 2019年度の 実績3年平均	2020年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる (9社) ※1	JERA(四日市)	※3 65,898	※3 -12,153	-13,975	※4 40,894
	由利本荘市	436,597	392,939	384,421	※5 364,761
	小千谷市	622,573	606,977	583,705	614,842
	小田原ガス	1,997,290	2,151,358	1,909,000	2,068,431
	中部電力ミライズ	※3 569,996	※3 433,885	363,119	319,897
	水島ガス	793,756	784,850	800,287	770,935
	筑紫ガス	1,048,357	1,106,684	1,162,615	1,206,311
	鳥栖ガス	401,231	422,875	535,827	480,943
	九州ガス圧送	53,746	29,108	56,481	62,420
確認が必要 (2社) ※2	北日本ガス	2,204,543	2,028,740	2,062,743	2,039,697
	東日本ガス	3,132,575	2,772,617	2,870,000	2,985,170

※1 総括原価方式により値下げを行った事業者9社については、より精緻に算定されたと考えられる。

※2 届出上限値方式により値下げを行った事業者であって、旧料金において実績費用が想定費用を下回り、且つ、新料金の想定費用が、2017-2020年度実績（見込み）の平均を上回る事業者が2社。

※3 2019年度当初から料金改定をしたJERA及び中部電力ミライズにあつては、2019年度分1年の値。

※4 新料金の原資算定期間を1年としているJERAにあつては、「新料金の想定費用」は1年の値。

※5 新料金の原資算定期間を2年としている由利本荘市にあつては、「新料金の想定費用」は2年で算出しているため、2年平均の値。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

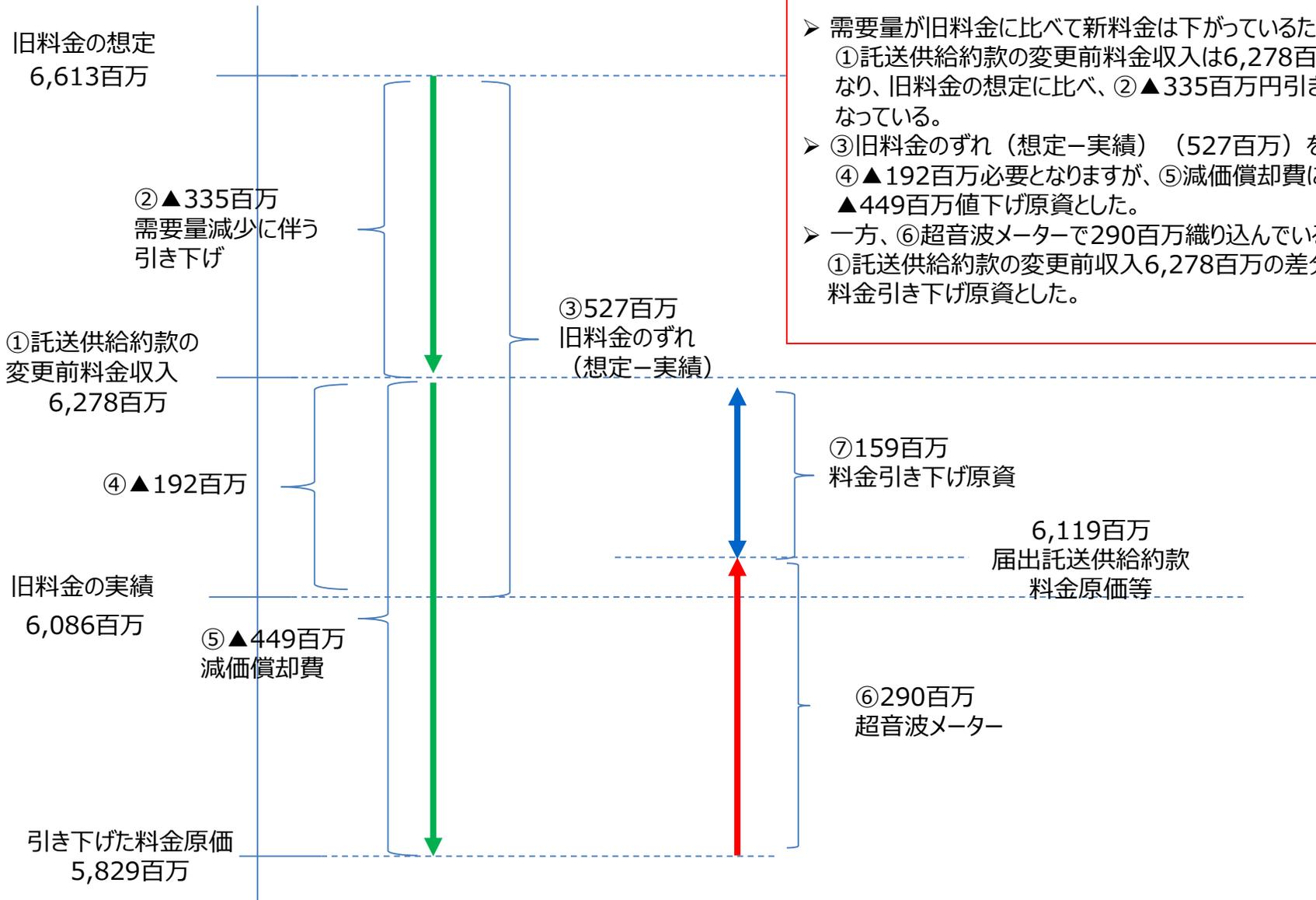
② - 2. 費用について詳細確認が必要な事業者の値下げ原資

- 今後の費用見込みを新料金における想定費用に反映できていない可能性がある2社については、届出上限値方式を選択し、値下げを行った。同方式を選択した場合、料金引下げ原資が小さい場合には、新料金において、引き続き、想定費用が適正化されない可能性がある。
- そこで、2社の料金引下げ原資が小さいかどうかを確認するため、旧料金のずれ（想定－実績）と料金引下げ原資を比較した。
- その結果、2社とも、旧料金のずれに比べ、今回の料金引下げ原資が小さいことが確認されたため、その合理性について聴取したところ、理由は以下のとおり。
- 各社からの説明について、どのように考えるか。

事業者名	費用（千円）				今回届出の料金引下げ原資が旧料金のずれを下回る合理的な理由（事業者説明）
	旧料金の想定	旧料金の実績	旧料金のずれ（想定－実績）	今回届出の料金引下げ原資	
北日本ガス	6,613,630	6,086,221	527,409	158,909	2017～2019年度において想定より下回った減価償却費分（想定－実績）を引下げ原資の算出根拠（449百万）としているため。（2017年度に織り込んでいた工場向け大型物件導管工事が企業の都合により中止になったことや、当初計画していた導管延伸による開発行為が延期となったことにより、減価償却費が想定より下回ったもの。） ※なお、保安の高度化を図るため、微少漏洩等の保安情報取得可能な超音波メーターを今年度から3年間で全戸に導入する費用（290百万）を新料金原価に織り込んでいる。
東日本ガス	9,397,726	8,317,852	1,079,874	22,980	新料金原価に以下の費用を織り込んでいるため。 1. I 減価償却費（▲663百万円）・事業者間精算費（▲74百万円）・その他固定資産除却費用等（▲343百万円）計▲1,080百万円 II メーター有効期限交換費用の低減、検針費用の低減、その他▲312百万円 2. アスファルトジュート巻中圧管の入替：投資金額2,904百万円、減価償却費＋615百万円（2021年度から4ヶ年計画のうちの原価算定期間分）。 3. お客様への保安の高度化を図るため、超音波メーターへの交換費用＋754百万円（2022年度から3ヶ年計画のうちの原価算定期間分）。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

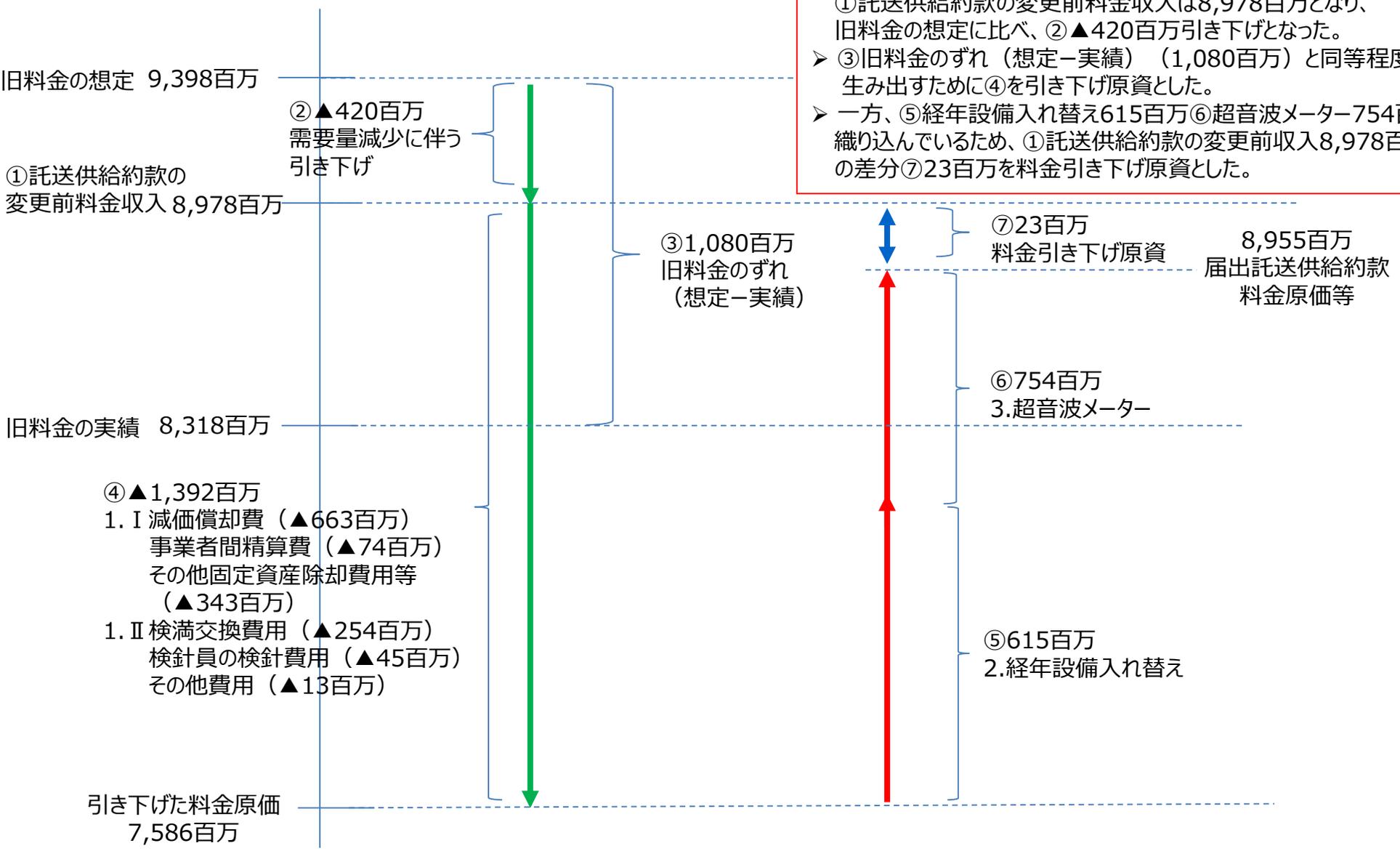
料金引き下げ原資算定根拠（事業者説明）【北日本ガス】



- 需要量が旧料金に比べて新料金は下がっているため、
 - ①託送供給約款の変更前料金収入は6,278百万となり、旧料金の想定に比べ、②▲335百万円引き下げとなっている。
- ③旧料金のずれ（想定-実績）（527百万）を解消するためには
 - ④▲192百万必要となりますが、⑤減価償却費にて▲449百万値下げ原資とした。
- 一方、⑥超音波メーターで290百万織り込んでいるため、
 - ①託送供給約款の変更前収入6,278百万の差分⑦159百万を料金引き下げ原資とした。

料金引き下げ原資算定根拠 (事業者説明) 【東日本ガス】

> 需要量が旧料金に比べて新料金は下がっているため、
 ①託送供給約款の変更前料金収入は8,978百万となり、
 旧料金の想定に比べ、②▲420百万引き下げとなった。
 > ③旧料金のずれ(想定-実績)(1,080百万)と同等程度差額を
 生み出すために④を引き下げ原資とした。
 > 一方、⑤経年設備入れ替え615百万⑥超音波メーター754百万を
 織り込んでいるため、①託送供給約款の変更前収入8,978百万
 の差分⑦23百万を料金引き下げ原資とした。



(参考) 各社の原価算定的方式

- ガス託送料金の原価算定的方式について、乖離率が-5%を超過した事業者は、総括原価方式と届出上限値方式のいずれかを選択し、その選択した方式に沿って変更後の料金を算定することとされていた※1。
- 総括原価方式においては、原価を洗い替えるため、新料金の想定費用は、より精緻に算定され、且つ、透明性が確保されると考えられる。
- 届出上限値方式においては、料金引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。
- 今般の値下げ届出において、総括原価方式を選択した事業者が多くみられた。(9社)

※1 2021年5月に制度的措置を講じ、乖離率が-5%を超過した事業者は、託送料金の認可後に総括原価方式での値下げを行っていない場合は、総括原価方式での値下げを行わなければならないこととした。

原価算定的方式		今般選択した事業者	特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式。	9社 ・JERA、由利本荘市、小千谷市、小田原ガス、中部電力ミライズ、水島ガス、筑紫ガス、鳥栖ガス及び九州ガス圧送	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、且つ、透明性が確保されると考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等によって生じることが見込まれる費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式。	2社 ・北日本ガス及び東日本ガス	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

今般の料金改定届出を踏まえた対応方針案（値下げが妥当とは言い切れない事業者への対応）

- 前頁までの確認結果を踏まえ、今般の料金値下げが妥当とは言い切れない事業者に対しては、以下を要請することとしてはどうか。（例えば、以下の表の「●」の事業者）

「2021年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」

詳細確認の対象		事業者名	2017~2019年度乖離率計算書			新料金	
需要	費用		想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
-	-	JERA (四日市)	0.60	-0.12	-121.67%	0.23	-61.67%
-	-	由利本荘市	55.03	44.83	-18.53%	46.57	-15.37%
-	-	小千谷市	40.15	38.13	-5.04%	36.03	-10.26%
-	-	小田原ガス	44.92	38.51	-14.28%	41.3	-8.06%
-	●	北日本ガス	25.28	22.22	-12.10%	24.8	-1.90%
-	●	東日本ガス	66.36	60.56	-8.74%	65.72	-0.96%
-	-	中部電力 ミライズ※4	-	-	-	1.35	-
-	-	水島ガス	18.46	15.95	-13.60%	15.43	-16.41%
-	-	筑紫ガス	41.54	37.14	-10.59%	39.03	-6.04%
-	-	鳥栖ガス	24.79	22.39	-9.68%	22.59	-8.87%
-	-	九州ガス圧送	10.87	8.35	-23.18%	8.02	-26.22%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

※4 中部電力ミライズにあつては、原価算定期間終了前に料金値下げ届出を行ったため、乖離率計算書を作成していない。

(参考) 2017~2019年度の乖離要因

- 2017~2019年度の想定と実績の乖離要因の詳細を確認した。
 - 11社の乖離率が、需要量のずれによるものか、費用のずれによるものか、又はその両方か。
 - これらのずれが今後も継続する見込みかどうか、一過性のものなのか。
 - ずれの要因が継続する見込みの場合、費用減の経営効率化分を除き、今般の料金改定に適切に織り込まれているべきもの。
- 11社の2017~2019年度の乖離要因を確認したところ、以下の傾向がみられた。
 - 需要量のずれは、8社においてみられ、そのうち6社において大口需要の増加等による需要量の増加が今後も継続する見通し。
 - 費用のずれは、4社において減価償却費等の減少が今後も継続する見通し。

事業者名	乖離率	需要量のずれ	費用のずれ	主な乖離要因	主な乖離要因の今後の見通し
JERA (四日市) ※ 1	-121.67%	-2.86%	-102.27%	費用：料金原価は承継前に中部電力の会計整理に基づいて計算したが、実績費用は承継後にJERAの会計整理に基づいて計算したことにより、費用が大幅に減少することとなった。一方で、実績費用の計算の際に控除収益となる事業者間精算収益は、ほぼ想定通りであった。その結果、実績費用が大幅に減少したことが作用し、乖離率が「-100%」を超過した。	費用：一過性
由利本荘市	-18.53%	10.47%	-10.00%	需要量：大口契約の工業用等の増加。 費用：減価償却費等が当時の査定に限り認められた方法により原価算定されていたため乖離。	需要量：継続 費用：継続
小千谷市	-5.04%	6.45%	-2.51%	需要量：天候・積雪状況の変化により増加。 費用：労務費や減価償却費の減少。	需要量：一過性 費用：継続
小田原ガス	-14.28%	25.63%	7.71%	需要量：大口需要家CGS（コージェネ）の稼働。大口需要家の増加。	需要量：一過性 ※ 2

※ 1 2019年度当初から料金改定をしたJERAにあっては、2019年度分1年の値。

※ 2 小田原ガスにあっては、需要の増加要因は継続するものの、需要量の増加はCGS稼働時間短縮等によって一過性のものとなると認められたもの。

※ ※ 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析。

(参考) 2017～2019年度の乖離要因 (前頁の続き)

事業者名	乖離率	需要量のずれ	費用のずれ	主な乖離要因	主な乖離要因の今後の見通し
北日本ガス	-12.10%	4.69%	-7.94%	需要量：大口需要家の期間限定の生産受注増のため増加。 費用：減価償却費の減少。	需要量：一過性 費用：一過性
東日本ガス	-8.74%	-3.02%	-11.49%	費用：労務費、減価償却費の減少。	費用：継続
中部電力ミライズ※1	—	10.37%	-23.88%	需要量：既存需要家の供給量増加。 費用：事業税の原価算定方法のため。	需要量：継続 費用：継続
水島ガス	-13.60%	14.42%	-1.12%	需要量：既存大口需要家の供給量増加。 費用：経年管入替数の減少による修繕費の減少。	需要量：継続 費用：一過性
筑紫ガス	-10.59%	17.84%	5.56%	需要量：卸供給量を算入していなかったため。	需要量：継続
鳥栖ガス	-9.68%	17.44%	5.39%	需要量：大口需要家の早期供給開始のため。	需要量：継続
九州ガス圧送	-23.18%	-29.53%	-45.84%	費用：修繕費等の減少。	費用：一過性

※1 中部電力ミライズにあっては、原価算定期間終了前に料金値下げ届出を行ったため、乖離率計算書を作成していない。需要・費用のずれは、2019年度分1年の値。

※※ 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析。

(参考) ガス事業託送供給約款料金算定規則関連条文

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）

（届出上限値方式による届出託送供給約款料金原価等の算定）

第十八条 届出上限値方式により託送供給約款届出料金を算定しようとする届出事業者は、効率化成果等（届出事業者が原資算定期間における経営の効率化等によって生じることが見込まれる費用の削減額を見積もった額をいう。以下同じ。）を料金引下げ原資（原価等の引下げのための原資をいう。以下同じ。）と財務体質強化原資（届出事業者の財務体質を強化するための原資をいう。以下同じ。）に配分しなければならない。この場合において、配分の比率は当該届出事業者の経営判断に基づき任意に設定することができる。

2～3 （略）

4 第一項の届出事業者は、届出託送供給約款料金原価等として、変更前料金収入額（変更前の託送供給約款により設定されている料金により想定される料金収入をいう。以下同じ。）から託送供給約款料金引下げ原資を差し引いた額を算定し、様式第八第一表に整理しなければならない。